

平成21年9月宮崎県定例県議会

少子化・子育て支援対策特別委員会会議録

平成21年9月30日

場 所 第5委員会室

署 名

少子化・子育て支援対策特別委員会 関 師 博 規

平成21年 9月30日（水曜日）

午前10時2分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部、商工観光労働部

1. ひとり親家庭の現状等について
2. 病児、病後児保育の現状等について
3. 子育てと仕事の両立支援について
4. 保育所保育料の滞納状況について

○協議事項

1. 県外調査について
 2. 次回委員会について
 3. その他
-

出席委員（13人）

委員	長	凶師博規
副委員	長	田口雄二
委員		米良政美
委員		蓬原正三
委員		萩原耕三
委員		押川修一郎
委員		外山衛
委員		松村悟郎
委員		外山良治
委員		太田清海
委員		西村賢
委員		新見昌安
委員		水間篤典

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	高橋博
こども政策局長	山田敏代
部参事兼 福祉保健課長	佐藤健司
こども政策課長	京野邦生
こども家庭課長	舟田美揮子

商工労働観光部

労働政策課長	押川利孝
--------	------

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	山中康二

○凶師委員長 ただいまから、少子化・子育て支援対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会日程についてであります。お手元の配付資料、日程（案）をごらんください。

当委員会の調査項目、研修内容は非常に広範囲にわたっておりまして、ここに至るまでさまざまな領域の視察なりレクチャーを受けてまいりました。今回も、副委員長並びに書記と内容について検討したところではありますが、本日は、前回から持ち越した課題でもあります、ひとり親家庭を初め、病児、病後児保育及び子育てと仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランス等を含む）の本県の現状と課題等を、福祉保健部と、少々異例ではありますが、商工観光労働部一堂に会しまして説明を受けたいと思っております。

4の協議事項であります。今後予定しております県外調査などについて御協議いただきたいと思っております。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** それでは、そのように決定いたします。

早速ですが、執行部入室のため、しばらく休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○**図師委員長** 委員会を再開いたします。

今日は、福祉保健部と商工観光労働部においていただいております。

今日に至るまで、執行部の方々からは丁寧な御説明、レクチャーをいただきまして、本県が取り組むべき今後の少子化・子育て支援に対する課題並びに問題等のあぶり出しが非常に明確にできつつあると思っております。残された特別委員会の活動にもきょうの協議がさらに反映されますよう、意見交換を密にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間の制約もございますので、委員の紹介はお手元の資料をもってかえさせていただきます。あわせまして、職員の皆様の御紹介につきましても、委員に配らせていただいております配置表を御参照ください。

それでは、早速であります。執行部からの御説明をよろしくお願いいたします。

○**高橋福祉保健部長** 先月、8月10日付で福祉保健部長を拝命いたしました高橋博でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料の表紙をめくっていただきたいと思っております。目次をごらんいただきまして、本日の説明内容でございますが、まず、Iの「ひとり親家庭の現状等について」としま

して、ひとり親家庭の現状と課題、支援策のほか、前回、委員会で御質問のありました離婚率の状況等について説明をさせていただきます。次に、IIの「病児、病後児保育の現状等について」としまして、病児、病後児保育事業の概要と実施状況、課題や県の取り組み等について説明をさせていただきます。次に、IIIの「子育てと仕事の両立支援について」としまして、育児休業や男性の子育て参画の現状、福祉保健部と商工観光労働部における連携等について説明をさせていただきます。最後に、IVの「保育所保育料の滞納状況について」としまして、前回、委員会で御質問のありました保育料の滞納状況について説明をさせていただきます。

少子化・子育て支援対策は県政の重要課題でございますが、現在、政府において検討されております子育て家庭の経済的負担の軽減策としての、いわゆる子ども手当の導入など、今後、少子化対策に関する施策が大きく動くことも予想されます。県としましては、国の動向を注視しつつ、各部局間で連携を図りながら対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のお支援、御協力をお願いいたします。

詳細につきましては、それぞれ関係課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。私のほうからは以上でございます。

○**舟田こども家庭課長** こども家庭課からは、ひとり親家庭の現状等について御説明申し上げます。

資料の2ページをごらんください。まず、1の離婚率についてであります。1の離婚率の推移につきましては、最新のデータで申し上げますと、一番右側の平成20年の欄になりますけれども、全国の離婚率は1.99で、本県はその下の欄で、2.31となっております。

次に、(2)の本県の年代別離婚比率の推移がありますが、これにつきましては国による年代別統計がないため、下のほうの欄外米印に記載しております方法によりまして算出いたしました。その結果で見ますと、20歳代、30歳代の離婚比率が高くなっており、平成20年では30歳代が7.01と最も高く、次いで20歳代が5.74となっております。

資料3ページをごらんください。2のひとり親家庭の現状と課題につきまして、平成19年9月1日付で本県が独自に行いました「ひとり親世帯生活実態調査」結果によりまとめております。

まず、(1)の世帯数・出現率の推移であります。平成19年の総世帯数45万9,690世帯のうち、母子世帯は1万5,294世帯、父子世帯は2,621世帯となっており、出現率は、母子世帯が3.33、父子世帯が0.57となっております。

次に、(2)の世帯の年齢構成であります。母子世帯の年代別構成は、40歳代の40.2%が最も多く、次いで30歳代の40.1%の順となっております。また、父子世帯につきましては、40歳代の44.3%が最も多く、次いで30歳代の31.0%の順となっております。

次に、(3)の就業・生計の状況等ありますが、①の就労形態では、母子世帯の母はパート、アルバイトなどの臨時雇用が44.8%となっております。父子世帯の父は常用雇用が64.8%となっております。②の世帯の平均月収であります。母子世帯では10～15万円未満が36.7%で最も多く、10万円未満が30.5%となっております。一方、父子世帯につきましては、20～25万円未満が26.1%と最も多く、次いで15～20万円未満が20.6%と、母子世帯よりも世帯の収入は高くなっておりますが、15万円未満の世帯も20.2

%あります。

次に、(4)の困っていることについて尋ねましたところ、母子世帯では「生活費」64.9%、「子供のこと」が41.4%、「老後の心配」が31.6%の順となっております。父子世帯につきましては、「子供のこと」が53.7%、「生活費」が50.5%、「家事（炊事・洗濯）」が30.7%となっております。

(5)の課題でございますが、ひとり親家庭は、母子、父子ともに経済的基盤が厳しい世帯が多く、子供の教育費の助成を初めとする経済的支援や相談制度などの充実の要望があるため、引き続き関係機関と連携をしながら、ひとり親家庭の福祉の増進を図っていくことが必要であると考えております。

資料4ページをごらんください。3のひとり親家庭に対する支援策であります。まず、(1)の経済的支援であります。①のひとり親家庭医療費助成事業、②の児童扶養手当、③の母子寡婦福祉資金貸付金があります。事業の内容等につきましては、前回のこの委員会で御説明をさせていただいておりますので、本日は説明は省略させていただきます。

なお、母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、資料7ページに、資金の種類や利率等について記載した一覧表を添付しております。母子寡婦福祉資金は、前回の委員会の中でもお話し申し上げましたように、事業開始資金、修学資金など全部で13種類ございまして、目的、利率等につきましてはごらんのとおりでございます。

恐れ入りますが、資料5ページをごらんください。(2)の就業支援についてでございます。まず、①のひとり親家庭自立支援給付金事業がありますが、この事業は、主体的に職業訓練に取り組むひとり親家庭の母等に対しまして給付

金を支給し、ひとり親家庭の就業の推進、自立を支援するものであります。アの対象者でございますが、(a)の自立支援教育訓練給付金は、ひとり親家庭の父・母、また、(b)の高等技能訓練促進費は、ひとり親家庭の母となっております。なお、(a)の自立支援教育訓練給付金は、ホームヘルパーや医療事務など教育訓練講座を受講したひとり親家庭の父・母に対しまして、講座が終わった後に受講料の2割相当額を支給するものであります。また、(b)の高等技能訓練促進費は、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修学する場合に、生活費の負担軽減のために給付金を支給するものであります。イの実施主体といたしましては、県及び宮崎市でございます。ウの事業費は、当初予算額となりますが、県全体で1,615万7,000円となっております。

次に、②の就業支援講習会事業であります。この事業は、ひとり親家庭の母等の就業に結びつく可能性の高い技能や資格を取得するために講習会を開催するもので、対象者としましては、ひとり親家庭の母及び寡婦の方、実施主体は県及び宮崎市でございます。事業費は県全体で634万2,000円となっております。

次に、(3)の相談支援につきましましては、母子家庭及び寡婦の方に対しまして、自立に必要な情報提供や助言・支援を行います母子自立支援員を各福祉こどもセンター等に配置し、母子寡婦福祉の向上を図っております。現在、県が各福祉こどもセンター等に15名、宮崎市が4名配置をしているところでございます。

資料6ページをお願いいたします。(4)のその他といたしまして、①の日常生活支援事業でございますが、これは、ひとり親家庭の母等が修学や病気等により、一時的に日常生活を営む

上で支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣することにより、生活援助や保育サービスを提供し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るものであります。対象者は、ひとり親家庭の父・母、寡婦の方で、実施主体は県及び宮崎市でございます。事業費は県全体で390万5,000円となっております。

次に、②の保育所保育料の軽減でございますが、これは、ひとり親家庭に対しまして所得税非課税世帯の保育料を減免し、経済的負担の軽減を図るものであります。対象者としましては、ひとり親家庭の父・母で、実施主体は市町村であります。ウの内容でございますが、所得税非課税で市町村民税非課税世帯(第2階層)は保育料が無料、所得税非課税で市町村民税課税世帯(第3階層)につきましましては保育料が軽減されます。

次に、③の保育所の優先入所でございますが、これは、保育所に入所する児童を選考する場合において、ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うものであります。対象者としましては、ひとり親家庭の父・母で、実施主体は市町村であります。

最後になりますが、④のひとり親家庭等自立支援合同検討会議の開催でございます。これは、県及び宮崎労働局、商工会議所連合会など、ひとり親家庭の相談・支援などにかかわる関係機関が、ひとり親家庭等の自立支援について情報交換を行いながら共通の認識を持つとともに、連携を強化することにより自立の促進を図るものであります。

説明は以上であります。

○京野こども政策課長 こども政策課分について説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。病

児・病後児保育の現状等についてであります。

まず、1の病児・病後児保育事業についてであります。当事業の目的といたしましては、病気の回復期に至らない場合で、かつ症状の急変が認められない状態にある児童、いわゆる病児や、病気の回復期にあり、かつ集団保育がまだ困難な状態にある、いわゆる病後児を、病院・診療所や保育所などに付設された専用スペースで一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図るものであります。当事業の実施主体は市町村であり、対象児童は乳幼児から小学校3年生までとなっております。事業の実施要件といたしましては、職員配置として、看護師等を利用児童おおむね10人につき1人以上、かつ保育士を利用児童おおむね3人につき1人以上配置することとされており、また、病児・病後児保育を実施する専用スペースを設置することなどとされており、県内の実施箇所数につきましては、平成21年3月現在で9市町に15カ所あり、県北は4カ所、県央は7カ所、県南が4カ所設置されております。

次に、2の課題につきましては、昨年、県内の認可保育所及び当事業を実施中の医療機関を対象に実施いたしました「病児・病後児保育事業実施状況等調査」の結果から、①の利用者が少なく、かつ時期により利用者数の変動も大きいため、事業の継続的な実施が困難という声や、これは主に保育所からの声であります、②の看護師等の確保が困難というもの。また、③の事業を行う専用スペースの整備が困難といった、ハード面、ソフト面の課題が挙げられております。

3の県の取り組み等につきましては、運営費に対しまして、国庫補助事業であります「保育対策等促進事業」による補助制度や、施設整備

につきましては、医療機関に対しまして「医療提供体制施設整備交付金」、保育所に対しましては「次世代育成支援対策施設整備交付金」による補助制度がございます。また、事業の継続の実施ができるよう、県や市町村のホームページ等インターネットを利用した事業の周知や市町村窓口等での事業の紹介等、利用者への周知を図ってきております。

一番下の参考として掲載しております緊急サポートセンター事業につきましては、平成18年度から、国の委託により県央・県北地区で実施されているものでありまして、会員同士の預かり事業で、緊急時の預かりや病児・病後児の預かりを行うものであります。

委員会資料の14ページをお開きください。男性の子育て参画の現状と課題についてであります。

まず、1の現状についてですが、(1)の夫婦の家事関連時間の表をごらんください。これは、本県及び全国の夫婦の家事関連時間の1日当たり平均時間をあらわしたものです。表の上の段が、「夫が有業で妻が無業の世帯」、下の段が「共働き世帯」の状況であります。表の中ほどの「育児」の項目を太い線で囲んでおりますが、育児及び家事にかかる時間は、全国と同様本県においても、「夫が有業で妻が無業の世帯」「共働き世帯」ともに妻のほうが夫よりも長くなっております。

なお、この調査の対象となる家庭は、育児が必要な家庭、そうでない家庭も含めたものでございます。

次に、(2)の家庭生活における育児、子供のしつけの夫婦の役割分担の状況についてです。

「主に妻が行っている」「主に妻が行い、夫が一部分担している」を合わせますと、約65%の世

帯が妻が育児等の主体になっております。

(1)、(2) いずれの資料も5年ごとに実施されているものでありまして、現時点では最新のものとございます。

2の課題についてですが、男性の子育て参画についての課題としまして、「子育てについての父親の意識啓発」「多様なニーズに即した働き方の見直し」「仕事と生活の調和の実現」「父親の子育てを支える環境づくり」「企業の管理職の意識啓発」などが指摘されているところであります。

下の表ですが、これはことしの3月に取りまとめました「結婚・子育て意識調査」の項目で、男性の育児参加に係るものを参考までに掲載しております。

①の「男性が子育てに積極的に参加するために必要なこと」につきましては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と答えた方が最も多くなっており、次いで、「社会の中で男性による子育ての評価を高めること」「労働時間短縮や休暇制度を普及すること」「子育てに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の順になっています。次に、②の「育児休業制度の利用意向」についての男性の回答は、「利用したいが難しい」と答えた方が最も多くなっていきます。また、③の「利用したいが難しい」「利用したくない」と答えた男性の理由につきましては、「職場に迷惑がかかるから」が最も多く、次いで、「収入が減るから」「育児休業をとれるような雰囲気ではないから」の順となっております。

資料15ページをごらんください。子育てと仕事の両立支援における福祉保健部と商工観光労働部の連携についてであります。

まず、1の次世代育成支援宮崎県行動計画の

推進についてであります。(1)の各種施策における連携ですが、この行動計画は3つの基本目標を掲げております。そのうちの基本目標2、「子育てを男女がともに担い、子育ての喜びを実感できる社会づくり」に係る施策の方向としまして「子育てと仕事の両立支援の推進」を掲げており、商工観光労働部においては、「男性を含めた働き方の見直し」に取り組んでおり、具体的に、①のゆとりある労働環境づくりのための労働教育・広報などを実施しております。また、福祉保健部では、「ニーズに対応した保育サービスの提供」に取り組んでおり、具体的には、多様な保育サービスの提供などを実施しているところであります。

(2)の宮崎県子育て応援本部の設置についてですが、知事を本部長としまして、商工観光労働部を含む各部局から構成する宮崎県子育て応援本部を設置し、次世代育成支援宮崎県行動計画を総合的かつ効果的に推進しているところであります。

次に、2の子育て応援のみやぎづくり事業の実施についてです。この事業は、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図るものであり、後ほど労働政策課から説明がありますが、従業員のために「仕事と家庭の両立宣言」を行う企業の募集について、労働政策課と連携して実施しているところであります。

次に、3の仕事と生活の調和の実現に向けての取り組みについてです。宮崎労働局のほうでワーク・ライフ・バランスの実現を目指して進めております「仕事と生活の調和推進会議」の委員として両部から参画しているところであります。

4のその他としまして、平成22年度から5年間の次期「次世代育成支援宮崎県行動計画」策

定に向けて、市内のワーキンググループに商工観光労働部の関係所属が参加し検討を行っているところであり、また、子育て応援のみやぎづくり事業の一環として「夢ふくらむ子育て顕彰」を実施しておりますが、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる企業の募集等につきまして連携して取り組んでいるところでもあります。

委員会資料の18ページをお開きください。保育所保育料の滞納状況についてであります。この内容につきましては、中核市であります宮崎市を除いたデータでございます。

まず、1の階層別保護者数・滞納者数につきましては、平成19年度と20年度の県内の保育所保育料の所得階層別の滞納状況を示しております。表の左端の欄から、保護者の所得状況による世帯の階層区分、その右の2列に児童の年齢区分による国徴収基準額の保育料、その右に平成19年度、20年度の保護者数、滞納者数、滞納者の割合を掲載しております。保護者全体に占める滞納者の割合は、平成19年度は、表の一番下の合計欄の右から4列目にありますように7.7%、20年度は、一番右端にありますように7.4%となっており、表にはございませんが、18年度が7.8%の状況にありましたので、若干ずつではありますが年々減少傾向にあります。また、所得階層別に見てみますと、第3階層と言われる所得税非課税で市町村民税課税世帯の滞納者が一番多く、次いで第4階層である所得税4万円未満の世帯の滞納者が多い状況にあります。

2の滞納額につきましては、平成19年度が約1億2,000万円、20年度が約1億1,000万円の状況にあり、表にはございませんが、18年度が約1億1,000万円の状況にありましたので、ほぼ横ばい状況にあります。保育料滞納は、保育料を

納めている保護者との公平性を欠くとともに、市町村の財政を圧迫するなど極めて重大な問題であり、今後とも市町村に対しまして、保護者への一層の働きかけや徴収に対する積極的取り組みを、行政指導、監査等の機会を通し助言等を行ってまいりたいと考えております。

こども政策課分についての説明は以上でございます。

○押川労働政策課長 労働政策課でございます。よろしく申し上げます。

少子・高齢化が進行する中におきまして、仕事と家庭の両立の実現、労働条件の改善を推進することは大変重要であると考えております。このため労働政策課におきましては、仕事と家庭の両立支援事業、労働相談事業、また育児・介護休業法等の労働関係法令の周知などに努めますとともに、労働局等と連携して働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

資料の12ページをごらんいただきたいと思います。本県における仕事と家庭の両立支援について説明させていただきます。

まず、1の本県の育児休業の現状についてでございます。(1)の育児休業の取得状況でございますが、平成20年度は女性が72.6%、男性は0.5%の取得率となっております、少しずつですが年々伸びております。

次に、(2)の事業所規模別育児休業の取得状況ですが、平均で72.6%の取得率となっており、規模の小さい事業所で取得率が低くなっております。

このような中で、(3)の育児休業制度の導入及び運用における問題点ですが、事業所から見た問題点としましては、1番目に「代替要員の確保が難しい」、2番目に「休職者が復職した場合の代替要員の処遇が難しくなる」としている

事業所が多く、次に、「利用する者が少ない」「企業の経済的負担が大きくなる」の順となっております。

次に、(4) 働く側からの育児休業取得を希望しない主な理由としましては、「同僚など職場に迷惑がかかるから」、2番目に「育児休業を取得しにくい雰囲気があるから」、また、「収入に影響するから」「仕事と育児を両立できそうにないから」の順となっております。

次に、2の本県の取り組みについてでございます。これまで述べました現状等を踏まえまして、事業主の方々に働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいただくため、(1)の仕事と家庭の両立支援事業等を実施しております。①の仕事と家庭の両立応援宣言登録制度は、企業、事業所のトップの方々に、従業員の仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の具体的な取り組みを宣言していただきまして県で登録するとともに、ホームページ等で公表するもので、本年9月1日現在で126事業所に登録いただいております。宣言の例としましては、子育て中に有給休暇をとりやすい環境を整える、休業者が円滑に復職できるような会社情報を提供する、学校行事への積極的な参加を奨励する、出産や育児のため退職した従業員の再雇用に取り組むなどがございまして、取り組みやすいことから始めていただき宣言していただくことで、従業員に会社の方針を理解してもらう機会となり、社内の意識改革や職場の活性化につなげていただければと考えております。

次に、資料の13ページをごらんいただきたいと思います。②の広報・啓発についてでございます。「仕事と家庭を考えるフォーラム」等の開催、図書館でのパネル展示、パンフレット・広報誌等の配付を行いまして、労使双方に対し各

種制度、関係法令等の周知を図り、労働環境の整備に努めております。

次に、(2)の女性の職場復帰支援でございますが、宮崎労働局におきましては、平成19年5月に「マザーズサロン宮崎」をハローワーク宮崎内に設置し、主に子育て中の女性を対象に、職業相談、情報提供、就職支援を行っております。具体的には下の表のとおりでございますが、平成20年度は新規求職者数が885人、相談件数が3,682件、紹介件数が2,867件となっており、就職件数は467件、就職率は52.8%となっております。なお、米印のところに記載しておりますが、ハローワーク都城内に、マザーズコーナーをこの6月22日に開所しております。

次に、(3)の一般事業主行動計画策定の周知でございます。この事業は、労働局が、急激な少子化の流れを変えることを目的に、事業主を対象として実施しているものでございます。①の行動計画策定の概要ですが、行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が計画期間、目標、達成のための対策と実施時期を定め、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備を図るものでございます。平成20年度における策定状況は、届出義務のございます301人以上の企業で74社、努力義務となっている300人以下の企業で192社となっております。

県では、各種フォーラム等の開催や広報誌等を活用して、マザーズサロンや行動計画策定の周知に努めているところでございます。

説明は以上でございますが、今後とも、労働局等と連携を図りながら働きやすい職場づくりが図られるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**図師委員長** それでは、執行部の説明が終わ

りましたので、引き続き、委員の皆様方の御質問、意見等を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○米良委員 こども家庭課長に1～2お聞かせをいただきたいと思うんですが、長年、少子化対策に取り組んできておりますけれども、なかなかその実が上がらないというのが実態ではないかと思えます。そういうことを考えますと、いつの時代でしたか、市町村の自治体が第2子から50万出そうとか、第3子から100万出そうという時代もありました。さっき課長から、ひとり親家庭の現状とか、それに対する支援策とか、3ページでいいお話を聞きましたけれども、ひとり親家庭は経済的に基盤が厳しいということを前提にして、「関係機関と連携をし」という話がありました。非常に時期に合った対応とは思いますが、今まで連携をしてこられて、本当の意味での支援策、明るいものが出てきたかどうか、実態としてあればお聞かせを願えませんか。

○舟田こども家庭課長 関係機関との連携についての具体的な成果という御質問かと思えます。正直言って具体的な成果がすぐすぐ出るものではございませんけれども、例えば、就労支援ということで、先ほど労働政策課長のほうからも御説明ありましたが、母子家庭を含むお母さん方の就労支援などの施策の広報等を労働局と労働政策課が一緒に行うことによって、より一人一人の皆さんへの周知を図るといったようなことが一つはございます。ただ、非常に経済状況が厳しい中、働く職場も限られた中で難しい部分はございますけれども、そういった意味での情報交換、さらには母子家庭の方々の生活に向けてのいろんな相談窓口の周知などを一緒にやっているところでございます。

○米良委員 もう一つは、これまでいろんな支援策を考えられて実施に移していくわけですが、利用者が少ないという過去のデータも見たことがあります。6ページの下のほうに、「ひとり親家庭等自立支援合同検討会議の開催」とありまして、いろんな構成機関があります。ここあたりで議論をしていく中で、当事者の相談件数とか相談内容を把握されたものがデータとしてありませんか。

○舟田こども家庭課長 例えば、県の機関の福祉こどもセンター等も入っておりますが、先ほど説明の中で申し上げました母子自立支援員が各福祉こどもセンター等にあります。昨年度、宮崎市も含めた相談件数が2万9,000件ほどございまして、その中身は、経済上の問題ということで、母子寡婦福祉資金の活用、就労支援に向けての就労相談、資格取得の相談などが主なものとなっております。関係機関は、それぞれ就労の相談を数千件受けているなどの情報は、会議の中では交換をしているところでございます。以上のような回答しかこの場ではできませんけれども、よろしく願いいたします。

○米良委員 さっき労働政策課長からいろいろお話がありました。これも以前から取り組みをされてきたことだろうと思えますけれども、育児休業をとる場合に、職場との連携、職場の皆さんにどう理解を求めていくかという時代もありました。さっき課長から説明がありましたけれども、ここに私が持っております前もらったデータでは、「職場に迷惑がかかるから育児休業をとりにくい」69.2%、「育児休業をとれるような雰囲気ではないから」が53.8%、そういう状況からすると、職場での理解がいまひとつ得られていないという理解でいいんでしょうか。それとも当事者から口コミあたりが少ないからこ

うということになるのか、どう理解をしておけばいいんでしょうか。

○押川労働政策課長 委員のおっしゃるとおりでございますが、さっき説明いたしましたように、両立応援宣言をそれぞれの企業がしていただくことで働きやすい職場になり、従業員のやる気が高まったり、優秀な人材の確保につながったり、定着、職場の活性化につながると考えております。そういう中で、実際に応援宣言をした会社の事業主から話を聞いてみますと、子供の学校行事などに父親も参加できるように取り組んだところ、父親の育児への関心が高まったとか、子供の行事や看護などに配慮した宣言内容を行ったことで、よりよい人間関係ができ、社員が仕事にも積極的に取り組むようになったと。会社の中で、みんなでこういうことに向かってやろうという目標をつくったことで、みんなが休みやすい環境ができたとか、取り組みやすい職場の雰囲気づくりには大いに役立っていると聞いておまして、おかげさまで、応援宣言を始めた18年の50件ぐらいから、昨年が104件、ことしは150件を目標に取り組んでおります。

○米良委員 その中の一つで、「収入が減るから」というのが47%というデータがあります。当事者としてはそれが思い悩んでいる大きな問題点なのかなと考えますと、いろんな職場とか企業への働きかけ、理解を求めていくのは、市町村自治体がいいのか、県が県内全体に網をかける方法がいいのか、そこらあたりはどう考えておられますか。

○押川労働政策課長 私どもこの応援宣言をもっと普及させたいと考えております。例えば、実際に育児休業をとって子育てを経験したことがある元TBSアナウンサーの下村健一さんをお招きして講演をしていただいたり、また、宮

崎県内の企業にお勤めの方で育児休業を取得して子育てを体験した男性職員、そういう方々に体験談を話していただくなど工夫もしているところです。そこあたりが、さっき見ていただいたように126件ぐらいと、今後ますます企業をふやしていく努力をしないといけないと思っております。

○押川委員 本県の年代別離婚比率の推移の中で、特に20代、30代は結婚して子育てに入っていける年代です。県内のデータの中で、宮崎市、都城市など県内の町場と農村、市町村の比率がわかればお聞かせ願いたいと思います。

○舟田こども家庭課長 年代別離婚比率につきましては、今回、年代別に県全体で算出いたしました——申しわけございません。これに基づいた市町村ごとのデータはございません。

○押川委員 農村部では、3世代同居とかでじいちゃん、ばあちゃんたちもいて子育てを応援していただける。町場に行くと核家族ということでなかなかそういう支援がないということである数字が出る中で、性格の不一致、あるいは経済的なもの、そういった支援がないということでも離婚率も高いのかなと自分なりに判断をしたところです。

離婚されてからはいろんな支援はあるんですけども、離婚をしない方法の検討は、皆さん方されないのか。数字はそういうことですが、離婚をしない方法、しないような環境づくり。先ほど労働政策課のほうからもありましたけれども、もう少し一緒になってそういった対策をやられたほうがいいんじゃないかと私は思ったんですけども、どうでしょうか。

○舟田こども家庭課長 離婚しないような環境づくりというのは難しい部分もございます。ただ、「ひとり親世帯生活実態調査」の結果から見

ますと、母子家庭、父子家庭になられた原因は、母子家庭の場合には離婚が8割以上を占めておりまして、その理由が——前回、蓬原委員からも御質問があったんですが、性格の不一致が6割以上と多い中で、そのほかには、母子家庭の場合ですと経済的理由が2割、DVが1割、父子家庭になりますと経済的理由が1割、DVが2%弱というデータもございます。ということは、やはり経済的な理由から離婚に至ったことが多いということ。

その調査の中でもう一つ見えたことは、経済的な助成を要望する声が母子、父子ともに多いといったことで、そこらあたりの支援がどういった形でできるのか、財政的な問題もありますけれども、一番必要になってきているんだろうなと考えます。そういう中で、医療費助成等に父子家庭を20年の10月に追加したというのが、今のところ一つは進んでいる部分かなと、まだまだという部分はございますけれども、そういったことです。

○押川委員 どこまでこれは真実性があるのかわかりませんが、いろんな話を地域の中やいろんなところで聞くんです。宮崎県の離婚率が高いのは、偽装まではわかりませんが、離婚して、いろんな政策、制度をとったほうがましだという話も聞きます。各市町村あるいは県のほうでそういう声を聞かれていますか。我々は、PTAとかいろんなところでそういう話があるということはよく耳にします。

○舟田こども家庭課長 ひとり親家庭の支援というのは大切な一方、押川委員おっしゃるように、偽装して、例えば児童扶養手当を受給されるといったことは非常に問題であると考えております。そういう考えのもとに、一番身近な各市町村、民生児童委員の方々からのいろんな情

報をいただきながら、特に市町村とは連携してその実態把握に努めて、適正な経済的助成制度の活用については努めているところですし、今後ともそこはしっかりと把握をしながらやっていきたいというふうに考えています。

○押川委員 そういう声が自然といろんな地域の中で広がっていくと、離婚したくないけれども、そういうものがあれば、何らかの形で性格の不一致で、まだ続く環境であっても、そういうことであればさうしようかという流されるものも出てくるのかなという気がするものですから、そういう情報は各市町村との連携の中でのいろんなことを伝えてほしいな、そんなふうに思いました。

○蓬原委員 離婚率に関してですが、離婚率の推移ということで、1,000人当たりの離婚件数の指標のようです。この指標を見て不思議に思うのが、人口というのはゼロ歳児から入っているんですか。

○舟田こども家庭課長 資料の2ページの1の(1)離婚率の推移、全国と比較したものとつきましては、今、蓬原委員がおっしゃいました、国の算出方法が、米印の2番目の離婚件数割る総人口掛ける1,000ということで、この総人口には全人口、結婚できない子供も入っております。ただ、(2)の本県の年代別離婚比率の推移ということで、今回、私どものほうで算出したしましたデータは、例えば19歳以下でありますと、法定上の婚姻年齢、実際、結婚できる年齢に応じたもので出しております。

○蓬原委員 (2)の年代別については、現実に即したものが出ているということですね。

○舟田こども家庭課長 そのとおりでございます。

○蓬原委員 今、結婚をする人が減っています

よね。結婚率が下がっている。結婚率が下がれば当然、結婚しているカップルが少なくなるわけだから、その中で破局に至る人の率を1,000という数字で出せば、離婚の数が当然減っているわけで、結婚率も一緒に指標として出しながら、1,000人当たりの離婚件数はどうなんだという数字と見比べていかないと、実際の離婚率の推移がどうかというときに、いまひとつ指標としては足りないのかなという気がしたので、結婚率の推移というんですか——今、「非婚」「未婚」という言葉があります。「未婚」はまだいいとしても、「非婚」という言葉が定着していますから、少子化ということは、結婚していただかないと子供は生まれないという事実があるわけだから、結婚率というのも指標を出してもらいたいんじゃないかという気がしましたので、申し上げました。お考えは何かありますか。

○京野こども政策課長 結婚率の逆ですけれども、未婚率という調査はしております。後ほどお届けしたいと思います。

○蓬原委員 押川委員の意見にもありましたけれども、我慢しなさいというか、安易に離婚の結論にいかないよという風土、環境づくりも必要だろうと。離婚しない勧めと、逆では、結婚の勧めということをやっつけていかないと、少子化の傾向に歯どめはないんじゃないかと思われましたので、結婚率の話を出したところでした。

○西村委員 私も今、蓬原委員と全く同じことを考えていまして、離婚率というものの考え方が、比較できないんじゃないかなと思ってずっと見ていました。特に、今あったように宮崎県は婚姻率は他県に比べて割と高くて、全国1.99、本県2.31という数字が出ていますけれども、実はイコールでもないんじゃないかなという気がします。先ほどデータはないということですが、

婚姻率のデータは簡単に収集できると思うんです。県はそういうデータは取り扱っていないのでしょうか。

○京野こども政策課長 先ほど申し上げたんですけれども、結婚率というか、その逆で、未婚率の推移は把握しております。

○西村委員 正反対は婚姻率になるんですか。非婚率の正反対が婚姻率になるんですか。

○京野こども政策課長 人口統計調査の中で結婚率というふうに正確に出ているものもあるかと思えますけれども、それはまた調査してお届けしたいと思います。未婚率というのは持っております。

○西村委員 それは置いておいて、次に行きたいと思えます。データのことでも子ども政策課にお伺いしたいんですけれども、18ページの保育所保育料滞納状況には、認可外園とか認定こども園は入っていないということでよろしいのでしょうか。

○京野こども政策課長 これは認可保育所についての調査でございます。

○西村委員 当然、認可保育所以外は把握していないということですか。

○京野こども政策課長 認可外施設については把握しておりません。

○太田委員 資料の3ページのこども家庭課ですが、ひとり親家庭の現状と課題の(2)のところ、これは先ほど蓬原委員が質問したことと関連があるかもしれませんが、例えば、40歳代から50歳代に移行するときに数字が落ちている意味は、子供さんが18歳になってひとり親家庭の定義をなしていないということで、ここはぱたっと落ちると解釈していいですか。

○舟田こども家庭課長 特に母子世帯につきましては、太田委員がおっしゃるとおりでございます。

まして、寡婦になられるということで、この中からは外れていく形になります。

○太田委員 5ページの、先ほど説明がありました一番上の(2)の就業支援、この中の(a)と(b)の説明がありました。(a)のほうは受講料の2割程度をとということでしたが、(b)のほうは生活費を支援するというような言い方されましたが、もう一回、生活費であればどのくらいなのか。

○舟田こども家庭課長 高等技能訓練促進費の生活費の支援ということでございますけれども、これは金額で言いますと、現在、月額で10万3,000円、そして修学期間の後半の2分の1の期間ということで、18カ月を限度といった制度になっております。

○太田委員 いいことだと思いますが、生活費を10万ほど出す、期間的には2分の1ということですが、これは利用されている人はどのくらいいらっしゃるんですか。

○舟田こども家庭課長 平成20年度で申し上げますと、県が7名、宮崎市で6名ということで、合計の13名になります。

○太田委員 生活費ということであれば、「私も」という人が多いと思うんですが、これは人数的な上限があるんでしょうか。

○舟田こども家庭課長 予算がございますので、当然、人数の制限があります。今のところは看護学校とかいろんな資格を取るための専門学校での窓口の周知、それから各市町村、県の福祉こどもセンターの母子自立支援員からの情報提供等を含めて周知はしているんですが、それ以上の御希望が今のところはないということでございます。ただ今回、補正で、制度改正に伴う人数の増等もお願いをしているところでございますので、これからますます希望される方には

こういった制度の活用をしていただけるものというふうには考えております。

○太田委員 大いに活用をお願いしたいと思います。

それから10ページ、こども政策課のほうですが、病児・病後児保育事業で県内15カ所あるというふうに聞きましたが、病院と保育所、保育所はイメージしやすいんですけども、病院等でこれを活用しているところは、15カ所のうち何件あるんですか。

○京野こども政策課長 箇所数でいきますと、病院でやっておりますのが4カ所でございます。保育所が11カ所になります。

○太田委員 病院の名前がわかれば。

○京野こども政策課長 宮崎市が小野小児科、竹井小児科、清武町がかわぐち小児科、都城市の吉井病院でございます。

○太田委員 12ページ、労働政策課のほうであります。仕事と家庭の両立支援事業、企業・事業所のトップの方々の理解のもとに「働きやすい職場づくり」を宣言してやっているということですが、こういう取り組みをする企業は、社長の物すごい理解と、人徳の高い人たちがされるんだろうなという感じがするんですが、12事業所、これはたたえるべきだろうと思うんですが、私もどこがやっているか知らなかったんですが、地元の市町村の広報に載せて顕彰するとか、県の広報でもう載せられたかもしれませんが、こういう事業所のPRはされていますか。ホームページを見ればいいと言ったら、なかなか見る人はいないと思うので、こういう人たちを前面に出してあげるような取り組みをされているかどうか。

○押川労働政策課長 委員おっしゃるとおり、県のホームページに出して各企業のPRをさせ

ていただくとともに、子育てについて理解があり、積極的な事業所ということで、事業所そのものの地位（ステータス）向上にもつながっているのかと思っています。そのほかには、私どもでつくっているパンフレット、冊子の中で事業所のPRに努めているところです。

○太田委員 市町村で広報機関も持っているし、地元の進んでいる事業所を、ステータスを高め、いい意味で認知してあげるためにも、何かしてあげるといいんじゃないかと思います。

○押川労働政策課長 今おっしゃったような御意見も踏まえて、今後、市町村の広報誌等に地元の企業のPRをしてもらうよう働きかけをしていきたいと思っています。

○京野子ども政策課長 今の顕彰事業ということで補足させていただきます。子ども政策課のほうで「夢ふくらむ子育て顕彰」事業というのを20年度から実施しております、その中で、子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでおります団体、企業について顕彰しているところがございます。以上でございます。

○太田委員 それは媒体といいますか、どういうものを使って顕彰しているんですか、公表の場は何ですか。

○京野子ども政策課長 昨年度は、知事室に来ていただきましてそこで表彰して、それがマスコミに流れたというふうな状況でございます。

○太田委員 13ページの(3)一般事業主行動計画策定の周知というところで、企業が192社、74社も達成、全体が出ていますが、この数と、12ページの126事業所、これは似たようなものかと思うと、この数字がいい方向に上向いていくべきではないかなという感じがするんです。こういう取り組みをしている、12ページの126事業所というのは、192社のほうに数字が上がっていつ

てもいいのではないかなという感じがしたんですが、理解を得ながらそういう取り組みをしておるわけですから、余り差があると趣旨が違うのかなという気もしたものですから。どうでしょうか。

○押川労働政策課長 一般事業主行動計画につきましては労働局のほうでやられている計画策定の認定業務ですが、192社と私どものほうの数字と開きがあるのではないかというお話ですけども、具体的にやっていること、考えていることは一緒でございますので、そこあたり連携しながら今後も取り組んでいきたいと思っています。

○太田委員 18ページの保育料の滞納状況であります、滞納額は1億2,000万という説明もありました。現年度に生じた金額ではなくて、過年度、昔からの分も積み重なってこうなっているということですか。

○京野子ども政策課長 この金額については現年度分のみということでございます。

○太田委員 現年度だけでこうなるんですね。

○京野子ども政策課長 先ほど答えましたように現年度分だけでございます。

○太田委員 過年度分等もあるかと思いますが、5年経過したら不納欠損ということで落ちることもあると思うんですが、滞納、過去の分はわかりますか。

○京野子ども政策課長 過年度分については、市町村がそれを引き受けるという形になります。

○太田委員 先ほど離婚の原因ということで、離婚しない方向という話も出ましたが、私もこれをずっと担当してしまっているいろいろな相談に乗ることもあります。何でかなと思ったときに、先ほど言いましたように、経済的な状況と、DVということもありますが、私の経験で言うと、例えば、だんなさんを見たときに、一生懸命働

いているんだけど、「これはおれの金じゃ」というような感じで浪費をする、お金に対する家庭内での不一致が積み重なった原因で、お互いに不信感を持って離婚していくというのが多いなと感じるんです。私は、そういう人のいろんな相談を受けたときには、別居しておる人にも、「あなたが働いたお金を、奥さんに1,000円でも2,000円でもいいから直接仕送りしてあげなさい」とか、メールで奥さんに連絡したというものだから、「メールじゃなくて、はがきなんかを書いて出して、封筒だったらそれにお金を入れてでもやったらどうですか」というようなことを言いながらやることも多いんです。一生懸命に働いて家庭をつくろうというお互いの信頼感の欠如といいますか、浪費癖的な今の風潮も余りよくないかなという感じはちょっとしたものですから、質問じゃありませんけれども、参考にしてみてください。何かならんかなと思わせてですね。以上です。

○外山良治委員 平成17年度、次世代育成支援対策推進法、301人以上、これは分母は何社ですか。

○押川労働政策課長 21年の3月末で76社です。

○外山良治委員 分母はほとんど100%、301、義務規定。

○押川労働政策課長 届出率で97.4%となっています。

○外山良治委員 100~300、努力義務、分母。

○押川労働政策課長 平成18年度の総務省の事業所・企業統計調査の数字ですが、県内の300人以下の事業所5万8,127社です。

1~9人の事業所で80.4%、10~29人の事業所で14.1%、30~99人が4.1%となっていて、1~99人の事業所で……。

○外山良治委員 努力義務がある100~300の努

力義務規定の事業所の分母——もういいです。

県庁の男性の育休取得者数、今までずっとゼロだった。

○押川労働政策課長 男性の取得率が0.5となっていました……。

○外山良治委員 何人。

○押川労働政策課長 4人になっていました。

○外山良治委員 ふえている、減っている。

○押川労働政策課長 勘違いをしております、私は、県内の事業所の数字を4人と申し上げました。県庁は把握しておりません。

○外山良治委員 まず県庁の中でどうなのかということ調べた上で、30市町村の実態を把握した上で問題点を出したほうがいいんじゃないですか。自分ところもわからんのに、人だけ教えろと言うたって、これはちょっとおかしいんじゃないですか。これも随分前から言われていますよ。

○京野こども政策課長 手元に資料がございましたのでお答えいたします。県庁では平成20年度で2人でございます。

○外山良治委員 女性は。

○京野こども政策課長 女性は100%でございます、人数については把握しておりません。

○外山良治委員 だから、男女雇用機会均等法とか法律をいっばいつくった。しかし、県庁の中で女性は100%、男子はほとんどいない。以前からこういう状況です。そのことに対して労働政策課として知事部局に申し入れをされたんですか、していないんですか。した結果どうなったんですか、教えてください。

○押川労働政策課長 いたしておりません。

○萩原委員 これは非常に答えにくい、こども家庭課長なのか部長なのかわかりませんが、聞いておって、答えられる方がお答えいただきました

い。

4ページから5ページまで、ひとり親家庭の支援策というのがたくさんメニューがあります。実施主体が市町村だったりするんですが、予算が組んであるでしょう。予算が組んであるということは、今までの統計的に、あるいは実施したらこの程度の金額だろうということで予算を組んでいるんだらうと思うんです。そこで質問ですけれども、窓口の対応は積極的対応ですか、にこにこ笑って消極的対応ですか。

○舟田こども家庭課長 制度がございますので、制度を活用していただくように、予算の範囲内で積極的ににこにこしながら広報はやっているつもりではございます。

○萩原委員 窓口の話だからなかなか難しい質問ですけれども、よくあるのは、例えば1人の人が県内の市町村の窓口に行きました。どれか1つ相談します。「児童扶養手当について来ましたけれども、私の場合はどうでしょうか、該当するでしょうか」といった場合、みんなとは言わないけれども、往々にして、「ああ、難しいですね。あなたの場合はこれには該当しませんね。残念でした」という程度で、「ほかにもメニューがありますよ」ということの積極性がないんです。予算があるから。みんながみんなとは言いませんけどね。昔から「運用の妙は人にあり」と言うけれども、困って相談に来たら——実際はやってきていると思うけれども、「あなたの場合はこれには該当しないけれども、この方法ならいいですよ」、あるいは「これとこれと併用でできますよ」とか。余り積極的にやると予算があるから難しいので、一窓口の人ではわかりませんよね。「私がこれをしたから予算オーバーするんじゃないだろうか、しないんじゃないだろうか」、そういう判断はできないわけです。だから、

市町村の職員、県の職員の対応の仕方の指導とかそういう面は——2～3年で異動していくわけですよ。人間ピンからキリまでおりますから、いろんな人が窓口におった場合に、どうなんだろうかなと、その辺を心配するものですよ。

これはこども家庭課だけではなくて、こども政策課でも、施設の問題でもそうですよね、裏には予算があるわけですから。積極的にしてくれているのか。あなたの場合はこうですよ、こういうのもできますよ、これとこれと並立してできますよとか、そういう姿勢がどうなのかなと心配しておるものですよ。その辺は余り気を使ったことはありませんか。

○舟田こども家庭課長 萩原委員がおっしゃった部分につきましては、特に市町村とか窓口の方には、一人一人の生活実態、家族形態など違う状況にありますので、きめ細かな対応をしていただくようにということで、確かに予算の枠はございますけれども、いろんな制度については十分周知を図っていただくようにはお願いをしております。人の資質によってそういうことがあってはいけないことだと思いますけれども、そういうことがありましたようなときには、そういうことがないようにということで、十分意思の疎通を図っていきながら制度の活用には努めていきたいと考えております。

○萩原委員 相談に来た分には真剣に相談をしましたよという逃げ道はあるわけです。ほかにはメニュー示さなかったけど、相談の案件については一生懸命熱心にきめ細やかに話をしましたよという逃げ口はあるわけです。姿勢の問題でしょうけれどもね、難しい話ですけど。その辺に各市町村にも気を配っていただければありがたいなど、こう思います。

私も時々耳にする場合があるものだからですね。「これもあるがね」というふうに、僕らはある意味無責任に言うんです。予算のことを考えないですから。その辺のところをひとつ心がけていただくように、それが課長のおっしゃるきめ細やかな対応だろうと思いますので、よろしくをお願いします。

○新見委員 萩原委員の質問に関連ですが、4ページの母子寡婦福祉資金貸付金、学校に行く、またこれから学校に行きたいという子供たちを持った母子家庭にとっては非常に大事な貸付だと思うんです。ここに貸付実績は載っていますが、申し込み総数はわかりませんか。

○舟田こども家庭課長 正確にはわかりませんが、相談があった件数につきましてはほとんど100%近く貸付を行っているという実態がございます。件数的には各年度で若干差はありますが、貸付をお断りしたという状況は、ここ数年ではないというふうに把握しております。

○新見委員 資金使途として13ありますけれども、一番多いのは修学資金でしょうか。

○舟田こども家庭課長 はい、修学資金が一番利用が多い状況となっております。

○新見委員 一応借りて、当然返済が始まるわけですが、返済の状況はどうでしょうか。

○舟田こども家庭課長 返済状況については厳しい状況にございまして、母子寡婦福祉資金合計で償還率が、平成20年度で46.7%といった状況になっております。

○新見委員 母子家庭の厳しい経済状況を考えて、そういう状況になるのもわかるんですけれども、母子家庭の福祉の向上を図ることに力を入れながらも、回収を図っていく、非常に苦しいところがありますけれども、しっかりやって

いただければというふうに思います。以上です。

○京野こども政策課長 先ほど御質問のありました婚姻率でございますけれども、婚姻率の出し方は、年間の婚姻件数を県の総人口で割りまして、それを1,000倍したものでございます。平成20年が5.5、19年も同じく5.5、18年が5.4、17年が5.2となっております。以上でございます。

○蓬原委員 そうなった場合に、平成20年度で婚姻率が5.5、離婚率が2.31、ということは2組に1組は離婚していると考えていいんですか。例えば私どもが仲人しているときに、50組仲人すると25組は離婚したという話ですか。この指標の見方がどうなんだとさっきから議論しているんですけど。2分の1の離婚率と云ったら物すごいことになりますよね。

○佐藤福祉保健課長 この数字は、次回でも整理したものを出させていただきたいと思いますが、もちろん離婚される方と婚姻される方は違う方です、ある年度の一定時点ですと。宮崎県の場合、年間に離婚される件数は2,000件台です。婚姻される件数は6,000件台です。総人口で割り戻したら2.31なり5.5となります。詳しくは、次回お願いしたいと思います。

○太田委員 萩原委員が言われたことと関連するんですが、福祉保健部というのはサービスを提供する側ですので、私の経験ですが、お客さんが来られたときに、隠すわけではないんですけども、担当者が知らないばかりに、「こういうサービスもありますよ」ということを言わない可能性もあるんです。職員に多岐にわたるサービスを知っておってもらおうとか、研修で十分職員の質を高めておくことも大事なと。ただ、行政の中にも生活保護法とか、母子貸付も多少似ていると思うんですが、特に生活保護法の場合は、自立という本人のやる気を起こさせ

ていかにやいかんという意味では、そしてまた不正を見抜いていかにやいかんという意味では、担当者と申請する方との厳しいやりとりが確かにあるから、やたら勝手にいいぞいいぞということにはならん仕事でもあると思うんです。そこはそういう厳しいものがあるし、私も母子貸付金の関係でいろいろ指導したときに、最初から返さんでいいという覚悟で借りる人たちもおることはおるんです。そういったところをきちっとさせていくというのがそちらの悩みであろうし、うまくサービスを受けさせてあげたいという思いの一番つらいところだろうなと思います。

私の経験では、一生懸命やったつもりが、例えば、障害のあるお子さんを持っている人に、「特別児童扶養手当が出るんですよ」と教えてあげたところ、所得制限というのがありまして、市議員だったものですから、「よく調べたら所得制限であなたはだめでした」ということになって、診断書まで出してくださったんですが、診断書料5,000円がばあになっちゃったんです。ところが、その人は「そんなに親切に教えてくれたんだからいいですわ」といって快く了解していただいたんですが、私が勉強していなかったということでそういう失敗をしたこともあります。ですから、サービスを提供する側の職員の研修をして資質を高めて、市民の方々にこういうのがありますと自信を持って言えるようにされるといいのかなと感じましたので、お願いしたいと思います。

○図師委員長 それでは、時間も切っておりますが、私のほうから1点だけ。押川課長に、宮崎では今、子育て応援サービス協賛企業を募っていらっしゃると思うんです。子育てをしている方々がお店とか企業のサービスを利用したときに特典を使える、例えば割引があったり、ポ

イントがたまったり、そういうのを宮崎も取り組まれておるんですが、宮崎県はほかの県に比べると協賛企業の登録件数が極めて低いんです。福岡ですと7,000件以上、長崎でも2,000件以上、佐賀も900件、宮崎は500件に満たない、474件しか協賛登録されていないということで、私から言わせてもらえば、県のPR、アプローチが足りないところがあるんじゃないか。また、メリットが子育ての世帯に届いていないところがあるんじゃないかという危惧をしているんですが、そのあたり何か御見解があればお願いいたします。

○押川労働政策課長 非常に他県と比べて低いと。仕事と家庭の取り組み方が非常に不足している部分かなと感じますので、そこあたりも含めて今後とも積極的に職場環境の改善に向けて頑張っていきたいと思います。

○京野こども政策課長 私どもの事業とも関係があるところでございまして、子育て応援運動につきましては3つ、「子育て応援宣言」「仕事と家庭の両立応援宣言」「子育て応援サービス」とあるんですけれども、子育て応援サービスにつきましては、ことしの8月31日現在で732件の登録をいただいているところでございます。以上でございます。

○図師委員長 部局わたっての連携が必要かと思われまので、労働政策課のほうもぜひ情報提供並びに協力体制を強化してください。

では、以上をもちまして執行部の説明並びに委員からの質疑を終わらせていただきます。

執行部の方々には、大変丁寧な御説明ありがとうございました。また、宿題も出ておりますので、次回委員会のときにはよろしくお願いいたします。

それでは、執行部の方は退室いただいて結構

です。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○**図師委員長** 委員会を再開いたします。

続きまして、協議事項ではありますが、県外調査について、資料1をごらんください。私のほうから簡単に研修先の説明をさせていただきます。10月27日から29日にかけて実施します県外調査ですが、前回の委員会におきまして正副委員長に御一任いただきましたので、ごらんのような日程を作成いたしました。非常に移動距離の長い行程になっておりまして、身体的にはかなり疲れるかと思われませんが、ぜひ御協力お願いしたいと思います。

まず、10月27日は、東京経由石川県庁に入らせていただきます。石川県では、多くの企業などを巻き込んださまざまな子育て支援の取り組みや、親が働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭が保育指導や一時保育を利用できるマイ保育園制度などを取り組まれており、内閣府からは先進自治体として表彰を受けるなど、子育て支援が最も進んでいる県でありますので、その取り組みについて調査をしたいと思っております。

翌28日は、同じ石川県で精力的に子育て支援に取り組んでいらっしゃる民間団体、NPO法人「子育て生活応援団」から「民間の視点から見た子育て支援」等について調査を行います。代表は橘薫さんという方ですが、マスコミ等にも時々取り上げられまして、県の中山間地域活性化委員もあわせてされておるといことで、かなり貴重な御意見等聞けるかと思われま

す。同日ですが、その後、福井県庁に移動いたし

まして、福井県では、自県の合計特殊出生率の詳細な分析を行っていらっしゃいます。またあわせて、女性の就業率や共働き率が全国1位でもありますので、ワーク・ライフ・バランス等の支援、また結婚支援などのさまざまな取り組みについても成果を上げておられますので、その内容について調査を行う予定です。

最終日、29日につきましては、三重県に移動いたしまして、子供を生み育てることができる自立した人材育成を行うという観点から、三重県若者自立支援センターで、行政、企業、NPO等とのネットワークを活用したニート支援対策、若者への自立支援に向けた取り組みの調査を予定しております。

行程説明は以上であります。調査日が迫っております。調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により若干変更が出てくるかもしれませんが、この点につきましても正副委員長に御一任いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料2をごらんください。今後の当委員会の活動計画であります。1回目の委員会で決定いたしました活動計画に修正の必要が出てまいりました。

今後の日程につきまして御了解をいただきたいと思っておりますが、まず、次回の委員会につきましては閉会中の11月10日に予定してありましたが、御案内のとおり、8月に実施予定であった4つの常任委員会の県外視察が、衆議院選の関

係で延期となっておりますので、下の欄に書いておりますように、11月10日から12日までに4つの常任委員会の県外視察が延期されておりますので、日程が重なることとなります。よって、本特別委員会を1日前倒しし、11月9日に開催したいと考えております。

次に、明けて1月26日に予定しておりました特別委員会ではありますが、複数の部局が都合がつかないということもありまして、28日（木曜日）に変更させていただきたいと考えております。

以上のような日程に変更したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**函師委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、ただいま11月9日に変更になりました次回委員会ですが、執行部からの概要説明、資料要求等について、何かございましたら御意見をお願いいたします。

○**押川委員** 婚姻率、離婚率の件数がわかれば件数を上げてもらったほうが、この比率ではわかりません。お願いします。

○**函師委員** 今、押川委員から、婚姻率と離婚率を件数で上げていただくということ、要求をしておきます。

そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**函師委員長** それでは、いよいよ特別委員会も残り少なくなってきました。本日の執行部の説明の中にもありましたが、くしくも来年度、平成22年度から次世代育成支援宮崎県行動計画が改訂されます。よって、この特別委員会が今後、調査、研修、また政策の提言することがこの行動計画の中に織り込んでいただくとす

るならば、この委員会の存在意義もさらに際立ってくるものと考えますので、今後とも皆様方の積極的な意見、提言をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

次回お会いいたしますのは、10月27日の県外調査の出発日となりますので、どうぞお体留意されてお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

午前11時50分閉会